

①令和8年2月5日(木)

労務管理講習会を開催!

参加者は31名でした。

行田監督署

岡部署長: 挨拶・労働情勢等

監督官: 労務管理のポイント

監督官: 化学物質管理のポイント

行田職安所

百町所長: 雇用・失業情勢・他について

埼玉働き方改革センター

雇用に関する助成金などの最新情報

1



②令和8年1月21日(木)

職長能力向上安全衛生教育を開催!

参加者は10名でした。

※職長として活躍されている方を

対象に、概ね5年以内ごとに推奨

される教育です。(厚労省通達)

この他に

令和8年1月15日、保護具着用管理責任者教育(22名参加)

令和8年2月10日、フォークリフト運転業務従事者安衛教育(6名参加)

令和8年2月18、19日、職長等監督者安全衛生教育(40名参加)

2



## 総務部会

5.27水 定時総会 (むさしの村 さくらほーる)

7.7火 連合会 埼玉安全衛生表彰式 (ホテルブリランテ武蔵野)

9.16~18水~金 中災防 第85回全国産業安全衛生大会(札幌)

10.8~9木金 第63回 全国建設業労働災害防止大会(新潟)

10.16金 埼災防協 埼玉産業安全衛生大会(レイボックホール)

10.22木 優良事業所見学研修 (東日本旅客鉄道(株) 大宮総合車両センター)

11.20金 連合会 優良労働者表彰式 (ホテルブリランテ武蔵野)

11.25水 第76回 優良従業員表彰式 (ワークヒルズ羽生)

## 安衛部会

4.16木 新入者安全衛生教育 (商工センター)

6.4木 全国安全週間説明会 (ワークヒルズ羽生)

7.2木 労災発生事例及び対策等の講習会 (ワークヒルズ羽生)

9.3木 全国労働衛生週間説明会 (ワークヒルズ羽生)

2.4木 労務管理講習会 (ワークヒルズ羽生)

職長教育4回、職長能力向上教育2回、フォークリフト能力向上教育2回

酸欠硫化水素特教、化学物質管理者2回、保護具着用管理責任者2回

粉じん作業特教、自由研削といし特教、会員限定講習(期日指定、出張)

# 【ご活用ください 地域産業保健センター】

埼玉産業保健総合支援センターでは、県内に11カ所の地域窓口を設置し、労働者50人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や労働者に対して、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。

## 相談は無料です。ぜひご活用ください。

<支援内容>

- ① 長時間労働者への医師による面接指導
- ② 高ストレス者への医師による面接指導
- ③ 健診結果についての医師からの意見聴取
- ④ 個別訪問による産業保健指導の実施
- ⑤ 健康相談窓口の設置

※ご利用には事前の予約が必要です。また、利用回数には制限があります。

<お申し込み・お問い合わせ>

行田地域産業保健センター

(行田市医師会内)

☎048-556-8040



行田地域産業保健センターから

## 埼玉労働局からみなさまへ

●詳細は、埼玉労働局HPをご覧ください。

- ①高年齢者の労働災害防止のための指針について（周知依頼）【2026.2.16】
- ②建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルの改正について【2026.2.19】

[https://www.env.go.jp/air/asbestos/post\\_71.html](https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html)



お問い合わせは健康安全課（TEL）048-600-6206にお願いいたします。

埼玉労働局から

## 労働安全衛生法等の改正のお知らせ

●高年齢労働者の安全衛生対策について【令和8年4月1日施行】

「高年齢者の労働災害防止のための指針」（以下「指針」という）が公表されました。指針は、法改正により事業者の努力義務とされた高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置について、その適切かつ有効な実施を図るため必要な事項を示したものです。事業者の皆様には、指針に定められた必要な措置を講じるよう努めてください。

※詳細は「高年齢労働者の安全衛生対策」で検索して、ご確認ください。

（右図は関係通達「指針について」の別紙）

●治療と仕事の両立支援について【同上一日施行】

職場における治療と仕事の両立支援を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務とされ「治療と就業の両立支援指針」が公表されました。※詳細は「治療と仕事の両立支援」で検索して、ご確認ください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組

体制	基本トップ方針	基本
事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組	基本方針、方針作業の思い出し	身体機能を養う 対策、改善の導入 【改善の継続や進展度を確認するもの】
具体的取組	メンタルヘルス対策（メンタルケア・トレーニング等）	高年齢者の特性を考慮した作業管理
健康診断と作業管理	作業量の確保チェック	健診後の就業指導、作業指導
運動習慣、食生活等の生活習慣の改善	健康診断	健診後の就業指導、作業指導
健診づくりの目的意識の醸成	安全で健康に働くための体力チェック	高年齢者への体力維持、向上に関する指導

行田労働基準監督署長から